

令和5年2月市議会 教育厚生委員会資料

所管事項調査に係る資料

目次

- 1 (仮称)長崎市子どもの貧困対策推進計画(案)について
 - ・子どもの貧困対策推進計画(案)の概要…………… P3～6
 - ・子どもの貧困対策推進計画(案)…………… 別冊

こ ども 部

令 和 5 年 2 月

(仮称) 長崎市子どもの貧困対策推進計画(案)の概要

施策体系

長崎市の子どもの貧困対策については、次の施策体系により、重点施策を総合的に推進していきます。

基本理念

子どもたちが現在から将来にわたり、心身ともに健やかに成長し、夢や希望を持てるまち

【基本方針】

- 親の妊娠・出産期から子どもの社会的自立まで切れ目のない支援の推進
- 支援が届かない又は届きにくい子ども・家庭の早期発見・支援の推進
- 関係機関や関係団体と連携した取組の推進

【重点施策】

1 教育の支援

- ### 【基本施策】
- (1) 幼児教育・保育の量の確保及び質の向上
 - (2) 地域と連携した学校指導・運営体制の充実
 - (3) 大学等進学に対する教育機会の提供
 - (4) 特に配慮を要する子どもへの支援
 - (5) 教育費負担の軽減
 - (6) 地域における学習支援等
 - (7) その他の教育支援等

2 生活の安定に資するための支援

- (1) 親の妊娠・出産期、子どもの乳幼児期における支援
- (2) 保護者の生活支援
- (3) 子どもの生活支援
- (4) 子どもの就労支援
- (5) 住宅に関する支援
- (6) 児童養護施設等の措置解除後の支援
- (7) 支援体制の強化

3 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

- (1) 職業生活の安定と向上のための支援
- (2) ひとり親に対する就労支援
- (3) ふたり親世帯を含む困窮世帯等への就労支援

4 経済的支援

- (1) 子育てに関する経済的支援
- (2) 養育費の確保の推進
- (3) 教育費負担の軽減(再掲)

背景

子どもの約7人に1人が貧困状態

- ◆子どもの相対的貧困率 13.5%
- 平成30(2018)年：厚生労働省(国民生活基礎調査)

国の動き

- 平成26(2014)年1月
「子どもの貧困対策の推進に関する法律」施行
- 平成26(2014)年8月
「子供の貧困対策に関する大綱」策定
- 令和元(2019)年9月
法が改正され、市町村において、大綱及び都道府県計画を勘案した計画の策定が努力義務となる
- 令和元(2019)年11月
新たな大綱を策定

県の動き

- 平成28(2016)年3月
「長崎県子どもの貧困対策推進方針」策定
- 令和2(2020)年10月
「長崎県子どもの貧困対策推進計画」策定
(計画期間：令和2年度～令和6年度)

長崎市における実態の把握

長崎市子どもの生活に関する実態調査
対象：小学5年生、中学2年生及びその保護者
調査期間：令和3(2021)年11月15日～11月30日

子どもの貧困等の状況

貧困線を下回る世帯 ⇒ 長崎市 10.8%

(子どもの相対的貧困率)

※等価世帯収入の中央値の2分の1の値の世帯の呼称を「貧困線を下回る世帯」としている。

注)金額については、世帯収入(所得)の把握の方法等が異なるため、正確には比較できない。

- ・長崎市：等価世帯収入の中央値の1/2の値123.0万円
- ・長崎県：等価可処分所得の中央値の1/2の値97.2万円
- ・全国：等価世帯収入の中央値の1/2の値158.8万円

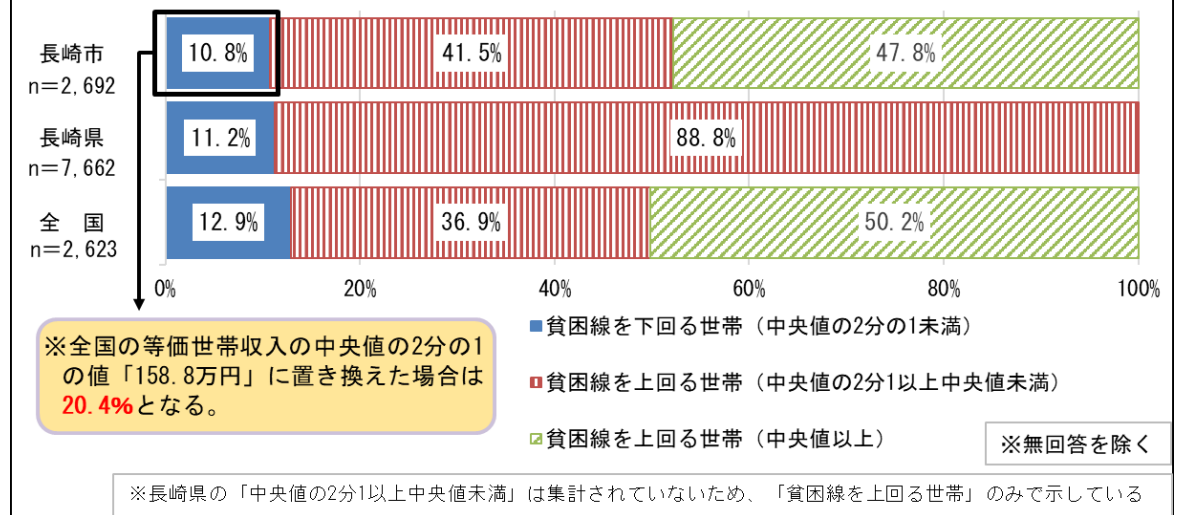
ひとり親世帯の割合

長崎市 15.1%

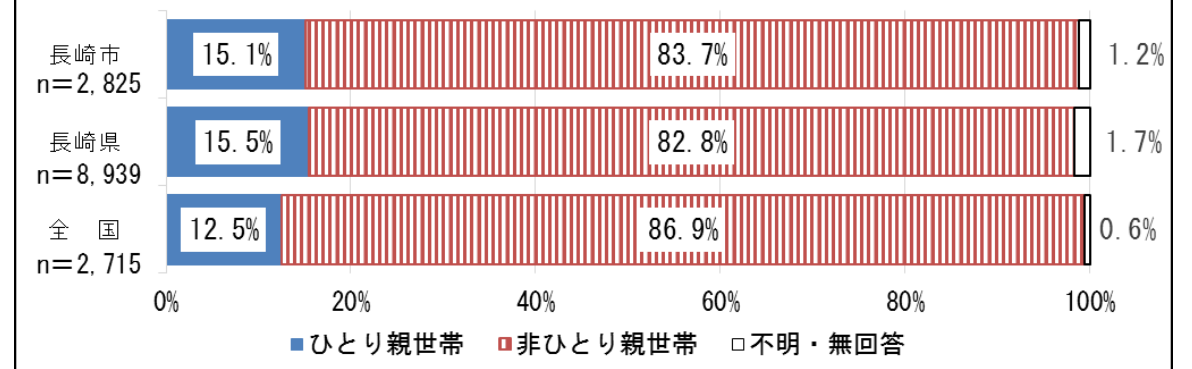
長崎市のひとり親世帯における

貧困線を下回る世帯 36.2%

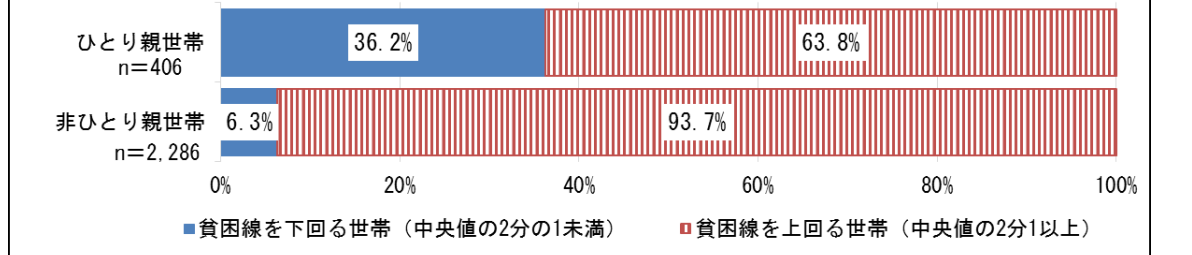
収入の水準による世帯の割合



家族形態による世帯の割合



長崎市の家族形態における収入の水準による世帯の割合



※上記調査結果は、それぞれ調査時期や世帯収入(所得)の把握の方法等が異なる。

- ・長崎市：長崎市子どもの生活に関する実態調査(令和3(2021)年11月15日～11月30日)
- ・長崎県：長崎県子どもの生活に関する実態調査(平成30(2018)年11月22日～12月5日)
- ・全国(内閣府)：「子供の生活に関する実態調査(令和3(2021)年2月12日～3月8日)」

調査結果から見た長崎市の現状と課題

- ・長崎市の調査結果における子どもの貧困率は、10.8%となっているが、国（内閣府）の調査における全国の子どもの貧困率は、12.9%となっている。しかし、長崎市の等価世帯収入の中央値の2分の1の値は「123.0万円」で、全国は「158.8万円」となっていることから、実際に全国の値に置き換えた場合、長崎市における貧困線を下回る世帯の割合は20.4%となるため、全国から見た長崎市の状況は厳しいと言える。
- ・長崎市においても、世帯収入の水準や親の婚姻状況によって、子どもの学習・生活など様々な面が影響を受けており、貧困線を下回る世帯や、ひとり親世帯が、親子ともに多くの困難に直面しているとともに、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、生活状況がさらに厳しくなっている。

希望する進学段階

- ・子ども自身（中学2年生）が進学したいと思う教育段階について「大学またはそれ以上」と回答した割合が、全体の4割弱に対し、貧困線を下回る世帯が2割程度、ひとり親世帯が3割程度となっており、保護者（中学2年生）についても、同様の傾向が見られる。
- ・保護者（中学2年生）が子どもの進学段階について「高校まで」と考える理由として「家庭の経済的な状況から考えて」と回答した割合が、全体の3割程度に対し、貧困線を下回る世帯で4割程度、ひとり親世帯で3割から4割程度となっている。

教育に関する課題

家庭の経済的状況が、子どもの進学などの教育に関して影響していることが伺えるため、教育費に関する支援とともに教育の質の向上、大学等進学に関する教育機会の提供にも力を入れる必要がある。

施策の体系

【基本理念】 子どもたちが現在から将来にわたり、心身ともに健やかに成長し、夢や希望を持てるまち

- 【基本方針】
- 親の妊娠・出産期から子どもの社会的自立まで切れ目のない支援の推進
 - 支援が届かない又は届きにくい子ども・家庭の早期発見・支援の推進
 - 関係機関や関係団体と連携した取組の推進

【重点施策】

- 1 教育の支援
- 2 生活の安定に資するための支援
- 3 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援
- 4 経済的支援

【基本施策】

- (1) 幼児教育・保育の量の確保及び質の向上
 - ① 幼児教育・保育の量の確保
 - ② 幼児教育・保育の質の向上
- (2) 地域と連携した学校指導・運営体制の充実
 - ① スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの取組みの推進
 - ② 学校教育による学力保障
- (3) 大学等進学に対する教育機会の提供
 - ① 高等教育の進学・修学支援
- (4) 特に配慮を要する子どもへの支援
 - ① 特別支援教育に関する支援の充実
 - ② 外国人児童生徒等への支援
 - ③ ヤングケアラーへの支援
- (5) 教育費負担の軽減
 - ① 義務教育段階の就学支援の充実
 - ② 高校生等への就学支援等による経済的負担の軽減
 - ③ 生活困窮世帯等への進学費用等の負担の軽減
 - ④ ひとり親家庭への進学費用等の負担軽減
- (6) 地域における学習支援等
 - ① 地域学校協働活動における学習支援等
 - ② 生活困窮世帯等への学習支援
- (7) その他の教育支援等
 - ① 学校給食を通じた子どもの食事・栄養状態の確保
 - ② 多様な体験活動の機会の提供

重点施策1 教育の支援

【教育の支援に関する指標及び目標値】

No.	指標	現行値	目標値	
1	生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率	98.0% (R3年度)	98.0%	
2	生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率	1.4% (R3年度)	1.4%	
3	生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率	26.9% (R3年度)	36.0%	
4	ひとり親家庭の子どもの入園希望に対する就園率 (保育所・幼稚園等)	100% (R3年度)	100%	
5	ひとり親家庭の子どもの進学率	中学校卒業後	96.8% (R2年度)	97.0%
6		高等学校卒業後	55.3% (R2年度)	58.5%
7	スクールソーシャルワーカーによる	小学校	100%	100%
8	対応実績のある学校の割合	中学校	100%	100%
9	就学援助制度に関する周知状況 (入学時及び毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布)	実施	継続	
10	新入学児童生徒学用品費等の入学前 支給の実施状況	小学校	実施	継続
11		中学校	実施	継続

調査結果から見た長崎市の現状と課題

生活の状況

- ・過去1年間で、お金が足りず、必要とする食料が買えなかった経験があると回答した割合は、全体の2割弱に対し、貧困線を下回る世帯は5割弱、ひとり親世帯は3割弱となっている。
- ・「いざという時のお金の援助」について、頼れる人が「いない」と回答した割合は、貧困線を下回る世帯やひとり親世帯は全体の2倍近い割合となっている。
- ・保護者が家計の状況について最も近いものとして「赤字であり、借金をして生活又は貯金を取り崩している」と回答した割合は、全体が3割程度に対し、貧困線を下回る世帯は6割程度、ひとり親世帯で4割程度となっている。
- ・児童扶養手当を受給している割合は、全体の2割弱に対し、貧困線を下回る世帯は5割超、ひとり親世帯は8割程度となっている。
- ・長崎市で支援制度を利用している割合は、県や全国と比較すると高くなっている。

保護者の就労状況

- ・母親の就労状況が「正社員・正規職員・会社役員」と回答した割合が、全体の3割程度に対し、貧困線を下回る世帯は2割弱、ひとり親世帯は5割程度となっている。
- ・父親の就労状況が「正社員・正規職員・会社役員」と回答した割合は、全体の7割程度に対し、貧困線を下回る世帯、ひとり親世帯ともに4割程度で、いずれの世帯とも全体の2分の1程度になっている。

生活に関する課題

家庭の生活状況が、子どもの健やかな成長に心身ともに影響を及ぼすため、子どもとその保護者の生活の安定に資する取組みを行う必要がある。

経済的負担に関する課題

家庭の経済的状況が子どもの教育を受ける機会などに影響を及ぼしていることから、子どもの成長に応じた形での経済的支援を行う必要がある。

保護者の就労に関する課題

就労状況が生活に影響を及ぼしているものと考えられるため、保護者の職業生活の安定と向上のための支援や、ひとり親に対する就労支援を行う必要がある。

重点施策2 生活の安定に資するための支援

【生活の安定に資するための支援に関する指標及び目標値】

No.	指標	現行値	目標値
1	電気、ガス、水道料金の未払い経験	ひとり親世帯 13.3% (R3年度)	13.0%
2		子どもがある全世帯 7.5% (R3年度)	7.0%
3	食料又は衣服が買えない経験	ひとり親世帯 食料 28.4% 衣服 35.8% (R3年度)	食料 28.0% 衣服 35.0%
4		子どもがある全世帯 食料 16.2% 衣服 20.8% (R3年度)	食料 16.0% 衣服 20.0%
5	子どもがある世帯の世帯員で頼れる人がいないと答えた人の割合	ひとり親世帯 相談 8.7% お金 25.9% (R3年度)	相談 8.0% お金 25.0%
6		貧困線を下回る世帯 相談 8.8% お金 24.3% (R3年度)	相談 7.2% お金 20.4%

重点施策3 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

【保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援に関する指標及び目標値】

No.	指標	現行値	目標値
1	ひとり親家庭の親の就業率	母子世帯 90.3% (R2年度)	91.0%
2		父子世帯 87.2% (R2年度)	88.1%
3	ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合	母子世帯 50.5% (R2年度)	51.0%
4		父子世帯 67.9% (R2年度)	69.4%

重点施策4 経済的支援

【経済的支援に関する指標及び目標値】

No.	指標	現行値	目標値
1	子どもの貧困率	10.8% (R3年度)	10.0%
2	ひとり親世帯の貧困率	36.2% (R3年度)	36.0%
3	ひとり親家庭のうち養育費についての取決めをしている割合	母子世帯 39.4% (R2年度)	42.9%
4		父子世帯 13.3% (R2年度)	20.8%
5	ひとり親家庭で養育費を受け取っていない子どもの割合	母子世帯 75.4% (R2年度)	69.8%
6		父子世帯 95.0% (R2年度)	90.2%

【基本施策】

- 親の妊娠・出産期、子どもの乳幼児期における支援
 - ①妊娠・出産期からの相談及び切れ目のない支援
 - ②特定妊婦等の把握と支援
- 保護者の生活支援
 - ①保護者の自立支援
 - ②保育等の確保
 - ③保護者の育児負担の軽減
- 子どもの生活支援
 - ①生活困窮世帯等の子どもへの生活支援
 - ②食育の推進に関する支援
 - ③ヤングケアラーへの支援
 - ④障害児への支援
- 子どもの就労支援
 - ①生活困窮世帯等の子どもに対する進路選択等の支援
 - ②子どもの社会的自立の確立のための支援
- 住宅に関する支援
- 児童養護施設等の措置解除後の支援
- 支援体制の強化
 - ①相談体制の強化
 - ②ひとり親支援に係る相談窓口の体制強化
 - ③生活困窮者自立支援制度とひとり親家庭向けの施策の連携の推進
 - ④相談職員の資質向上

- 職業生活の安定と向上のための支援
 - ①職業と家庭が安心して両立できる働き方の実現
- ひとり親に対する就労支援
 - ①ひとり親家庭の親への就労支援
 - ②ひとり親家庭の親の職業と家庭の両立
- ふたり親世帯を含む困窮世帯等への就労支援
 - ①就労機会の確保
 - ②親の学び直しの支援
 - ③非正規雇用から正規雇用への転換

- 子育てに関する経済的支援
- 養育費の確保の推進
- 教育費負担の軽減（再掲）